

# 空き家の適正管理のお願い

本町では、適切に管理されず放置され、老朽化した空き家が年々増加しています。適切に管理されていない空き家は、雪害等による倒壊、景観悪化など、生活環境に悪影響を及ぼします。

また、全国的にも増加している空き家への対策を強化するため、「空家等対策の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年12月13日に施行されました。

今般の法改正により、倒壊等のおそれがある状態の空き家である『特定空家』になることを未然に防止するために、『管理不全空家』が新たに定義され、当該空き家も指導・勧告の対象となりました。住宅が建っている土地には特例が適用され、固定資産税が軽減されていますが、今後、『管理不全空家』として勧告された空き家は特例が解除されることとなります。そのため、所有している空き家によっては、固定資産税の額が上がる場合もありますので、所有している空き家の適正な管理をお願いします。

法改正の概要は  
こちらをご覧ください。  
(国土交通省 HP)



■ 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態

## 管理不全空家とは？

■ 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態  
■ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態  
■ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態  
■ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

## 特定空家とは？

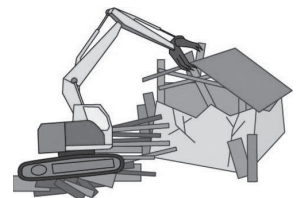
## 空き家解体補助事業についてのご案内

### 【補助対象内容】

- 補助対象の建物 ①②のいずれか
  - ① 特定空家等に認定された建物
  - ② 道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等(注)②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。
- 事業実施者
  - ・ 所有者等(所有者または法定相続人等)に限ります
  - ・ 所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます ※権利者の同意必須
- 公共事業による移転等の事業は含みません
- 対象事業費が500,000円以上のも
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾または許可を得ているもの

### 【補助金額】

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2 (上限500,000円)
- 町内業者が解体撤去工事を行う場合は100,000円を加算します



### 【募集期間】

- 5月15日(水)から6月14日(金)まで
- ※建設課窓口、町ホームページにある様式第1号(事前協議書)を必要書類と合わせて下記までご提出ください。

### 【注意点】

- 様式第1号の提出は補助金の交付を確約するものではありません
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示します(6月下旬を予定)

【提出・問い合わせ】白鷹町空き家相談窓口：建設課 都市・住宅係 ☎ 85-6140

# 移住・定住 施策

人口減少を抑制するための施策の一つ「移住・定住」に関する令和6年度の事業を紹介いたします。



## 町外から転入された方へ

### ■しらかが若者移住定住支援交付金

○対象世帯：条件すべてを満たす世帯

①転入時において、夫または妻のどちらかが45歳未満である夫婦世帯または45歳未満の方と中学生以下のお子さんがある世帯

②令和6年3月1日から令和7年2月28日までの期間に転入した方。ただし、町から転出後1年に満たない

間に再転入した方は対象となりません。

③会社などの転勤による異動でない世帯

④進学による異動でない世帯

⑤5年以上定住の意思のある世帯

※5年以内に転出した場合の返還規定があります。

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下の子どもがいる世帯) ※出産予定を含む	
	1～2人	3人目以降
10万円	10万円	1人増すごとに 5万円ずつ加算



## 東京圏から移住された方へ

### ■移住支援金事業

東京23区（在住者または通勤者）から白鷹町内に移住された町内出身者等、白鷹町の関係人口の要件に該当する方などに対し、最大100万円（子育て加算あり）の移住支援金を支給します。



## 県外から移住された方へ

### ■山形県移住世帯向け食の支援事業

県外から山形県へ移住された方に対し、米・味噌・醤油を提供します。

詳細はお問い合わせください。

○対象：県、町の移住相談を経て転入された方

【問い合わせ】 白鷹町企画政策課コミュニティ推進係 ☎ 87-0830



## 空き家をお持ちの方へ

### ■白鷹町空き家バンク事業

空き家バンクでは、空き家を売りたい方、貸したい方の情報を集約し、利活用したい方へ紹介します。

○登録に必要な書類：登録申込書、身分証、物件情報など

※詳細は下記までお問い合わせください。



## 空き家の管理でお困りの方へ

### ■「空き家管理サービス」

空き家を今すぐ利活用できない方や遠方で管理が行き届かない方のために、管理をサポートします。

コース	料金
お手軽コース	月額 5,000円/棟
しっかりコース	月額 10,000円/棟

【問い合わせ】 白鷹町空き家対策ネットワーク協議会 事務局：(有)守屋工務店内 ☎ 85-2540



## お住まいをお探しの方へ

### ■空き家利活用支援交付金事業

空き家バンク物件を取得され5年以上定住の意思がある方に交付金を交付します。

※返還規定があります。

子育て加算  
あります

契約種類	基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下の子どもがいる世帯) ※出産予定を含む	
		1～2人	3人目以降
売買	50万円	10万円	1人増すごとに 5万円ずつ加算
賃貸	5万円		

【問い合わせ】 白鷹町建設課 都市・住宅係 ☎ 85-6140